

掛川市ふるさと納税返礼品募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による掛川市への寄附促進と、地元特産品等のPR及び返礼品発注での販売促進による産業振興と地域活性化を図るため、ふるさと納税をされた方へのお礼の品として贈呈する返礼品を募集する。

2 募集する返礼品の要件

- (1) 「掛川市のお礼の品」として相応しいものであること
- (2) 総務省の示す返礼品基準のいずれかに合致していること
- (3) 飲食物の場合、生鮮品等を除き寄附者に到着後、一定程度の消費期限が保証される品であること
- (4) 品物だけでなく、必要に応じて調理方法や管理方法など添付すること
- (5) 返礼品は単品、複数品及び種類別の詰め合わせでも可能である

3 食品返礼品の適正な産地表示

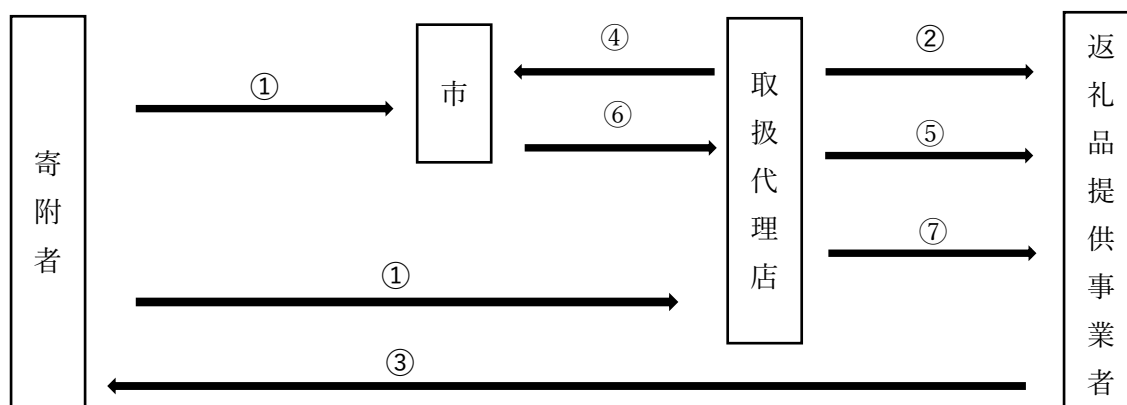
- (1) 食品返礼品提供事業者（返礼品として食品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項に規定する食品をいう。以下同じ。）を提供する事業者をいう。以下同じ。）は、食品返礼品の産地名を適正に表示するものとする。
- (2) 食品返礼品提供事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合、返礼品の登録の取り消し及び取引を中止する。
- (3) 食品返礼品提供事業者は食品表示法、及び地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項第3号に規定する総務大臣が定める基準において遵守すべき事項が記載された書類を整備し、及び保存しておかなければならない。

4 返礼品提供事業者の要件

- (1) 市税の滞納がないこと
- (2) 市（取扱代理店）からの発注後、速やかに返礼品を提供（発送等）できること
- (3) 返礼品を送達等提供後、期間経過等による劣化や欠損、不具合等合った場合には、代替品を再送するなど、速やかに適切な対応がとれること
- (4) 掛川市ふるさと納税をPRすること
- (5) 掛川市の信用を失墜することがないこと

5 返礼品提供の手順

- ① 寄附者から寄附申込、寄附及び返礼品の選択
- ② 取扱代理店は返礼品提供事業者に発注
- ③ 返礼品提供事業者から寄附者へ返礼品の提供
- ④ 取扱代理店から市へ請求書の送付
- ⑤ 取扱代理店から返礼品提供事業者への支払通知書の送付
- ⑥ 市から取扱代理店へ支払い
- ⑦ 取扱代理店から返礼品事業者へ支払い



5 返礼品提供にかかる申請方法

別添の返礼品提供申請書を市に提出する。

6 返礼品の選考方法

庁内にて申込内容や事業活動等を総合的に審査。

総務省へ新規返礼品申請を行い、承認されたものののみ寄附受付可。

7 個人情報の保護

- (1) 返礼品提供事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、掛川市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の個人情報は返礼品の提供以外の目的に使用することは禁止する。ただし、お礼の品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から返礼品提供事業者への商品申し込み等で入手された個人情報は対象外とする。

8 実地調査の実施

市長は、参加企業が次のいずれかに該当する場合は、返礼品提供事業者に対し書類又は現地調査を実施することができる。この場合において、返礼品提供事業者は当該調査に協力しなければならない。

- (1) お礼品の内容について寄附者から苦情が寄せられ、参加企業の責任が重いと市が判断

した場合又は同様の苦情が度重なる場合

- (2) お礼品の内容が国が定める法令等に違反しているおそれがある場合
- (3) その他市長が必要と認めた場合

9 その他留意事項

- (1) 返礼品提供事業者は、あらかじめ受注した返礼品を変更・辞退する場合は、速やかに取扱代理店及び市へ報告し、承認を受けるものとする。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について取扱代理店及び市へ報告するものとする。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負わない。
- (3) 返礼品提供事業者は、返礼品の提供に当たり、市又は寄付者に損害を生じさせた場合、その損害を賠償しなければならない。
- (4) 市は、登録された企業又は返礼品が本要領に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することができる。

10 申込・問い合わせ先

〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所 経営企画部 マーケティング課 ふるさと納税推進室

TEL：0537-21-1123（直通）

Mail：syoko@city.kakegawa.shizuoka.jp